

第24号議案

八王子市組織条例の一部を改正する条例設定について

八王子市組織条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年2月24日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市組織条例の一部を改正する条例

八王子市組織条例（昭和43年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、八王子市に次の部を置く。 都市戦略部 総合経営部 市民活動推進部 総務部 契約資産部 財政部 生活安全部 市民部 福祉部 医療保険部 健康部 子ども家庭部 産業振興部 環境部 資源循環部 水循環部 都市計画部 拠点整備部 まちなみ整備部	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、八王子市に次の部を置く。 都市戦略部 総合経営部 行財政改革部 市民活動推進部 総務部 財務部 税務部 生活安全部 市民部 福祉部 医療保険部 健康部 子ども家庭部 産業振興部 環境部 資源循環部 水循環部 都市計画部 拠点整備部 まちなみ整備部

<p>道路交通部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>都市戦略部 (略)</p> <p>総合経営部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 職員定数に関すること。</u></p> <p><u>(6) 行財政改革に関すること。</u></p> <p>市民活動推進部・総務部 (略)</p> <p><u>契約資産部</u></p> <p><u>(1) 財産(債権を除く。)に関すること。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 契約及び検査に関すること。</u></p> <p><u>財政部</u></p> <p><u>(1) 予算に関すること。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>生活安全部～健康部 (略)</p> <p>子ども家庭部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童青少年の健全育成<u>及び若者の支援</u>に関すること。</p> <p>産業振興部～道路交通部 (略)</p>	<p>道路交通部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>都市戦略部 (略)</p> <p>総合経営部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>行財政改革部</u></p> <p><u>(1) 行財政改革に関すること。</u></p> <p><u>(2) 情報化に関すること。</u></p> <p><u>(3) 職員定数に関すること。</u></p> <p>市民活動推進部・総務部 (略)</p> <p><u>財務部</u></p> <p><u>(1) 予算に関すること。</u></p> <p><u>(2) 契約、財産その他の財務に関すること。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>税務部</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p>生活安全部～健康部 (略)</p> <p>子ども家庭部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童青少年の健全育成に関すること。</p> <p>産業振興部～道路交通部 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(八王子市行財政改革推進審議会条例の一部改正)

2 八王子市行財政改革推進審議会条例(平成7年八王子市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>総合経営部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>行財政改革部</u>において処理する。</p>